

第十五号様式(第三条の四関係)

建築基準法第6条の2第1項の規定による  
**確 認 済 証**

建築主、設置者又は築造主  
株式会社 平塚住宅  
代表取締役 平塚 隆志 様

第KBI-KAW15-10-1649号  
平成27年11月20日

指定確認検査機関名

株式会社 神奈川建築確認検査機関



下記による計画は、建築基準法第6条第1項(建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項)の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1 建築場所、設置場所又は築造場所

神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤2丁目3202-1の一部、3204-5の一部、3205-3の一部

2 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要

- |           |                          |                         |                          |
|-----------|--------------------------|-------------------------|--------------------------|
| 1) 建築物の名称 | 檜の家 菅稲田堤2丁目 D号棟          |                         |                          |
| 2) 主要用途   | 一戸建ての住宅                  |                         |                          |
| 3) 申請種別   | 新築                       |                         |                          |
| 4) 敷地面積   | 58.10 m <sup>2</sup>     |                         |                          |
|           | ( 申請部分 )                 | ( 申請以外の部分 )             | ( 合計 )                   |
| 5) 延べ面積   | ( 92.64 m <sup>2</sup> ) | ( 0.00 m <sup>2</sup> ) | ( 92.64 m <sup>2</sup> ) |
| 6) 棟数     | ( 1 )                    | ( 0 )                   |                          |
| 7) 階数 地上  | ( 3 )                    | ( 0 )                   |                          |
| 地下        | ( 0 )                    | ( 0 )                   |                          |
| 8) 建築物の構造 | 木造                       |                         |                          |

3 確認を行なった確認検査員氏名 長野 彰宏

4 適合判定通知書の番号

5 適合判定通知書の交付年月日

6 適合判定通知書の交付者

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

## 火を使用する設備・器具等及び住宅用防災機器に関する通知書

株式会社 平塚住宅

代表取締役

平塚 隆志

様

川崎市消防長

火を使用する設備及び器具並びに火を使用する設備に附属する煙突（排気筒）を設置する場合は、川崎市火災予防条例により、周囲の天井、壁等及び可燃性の物品から火災予防上安全な距離をとらなければなりません。ただし、火を使用する設備及び器具の種類並びに燃料により各々火災予防上安全な距離が異なります。また、住宅には同条例により住宅用防災警報器等の設置が必要となりますので、詳しくは事前に所轄消防署予防係にお尋ねください。

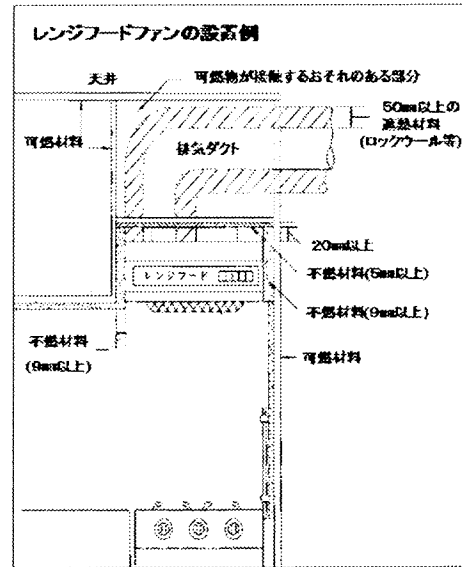
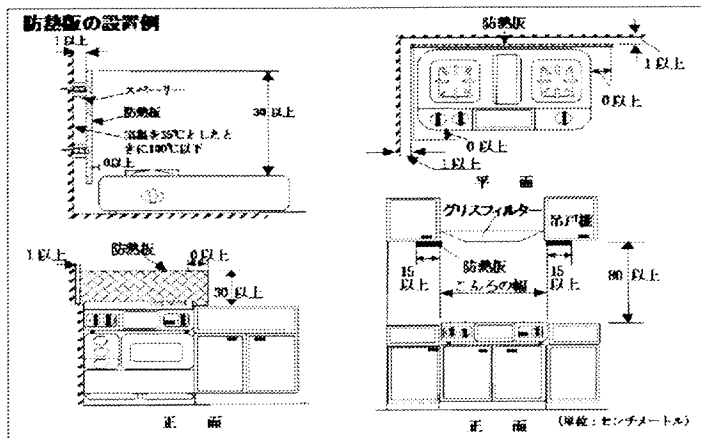
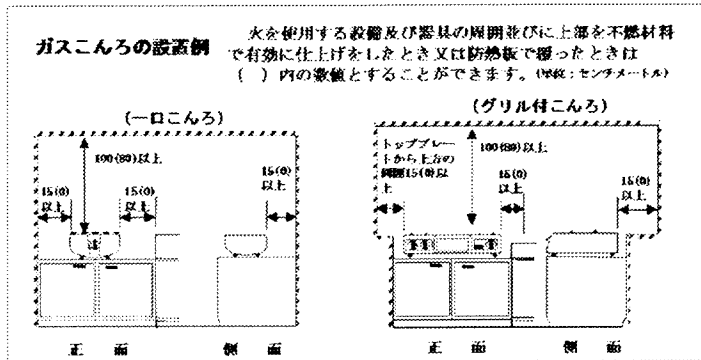
### 1 火を使用する設備及び器具等の設置について

(1) 次のいずれかによる場合は火災予防上安全な距離を保つことを要しません。

ア 不燃材料（建築基準法第2条第9号に規定する不燃材料をいう。）で有効に仕上げをした建築物等の部分が耐火構造（建築基準法第2条第7号に規定する耐火構造をいう。）であって間柱、下地その他主要な部分を準不燃材料（建築基準法施行令第1条第5号に規定する準不燃材料をいう。）で造ったものであるとき。

イ 不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分が耐火構造以外の構造であって間柱、下地その他主要な部分を不燃材料で造ったもの（有効に遮熱できるものに限る。）であるとき。

(2) 前(1)によらない場合は火災予防上安全な距離を保つ必要があります。

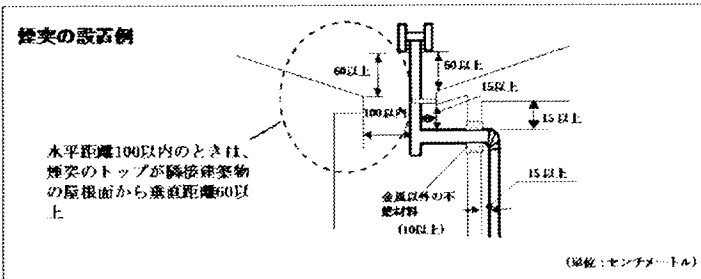


#### 防熱板の仕様（単位：センチメートル）

- 0.8 けい酸カルシウム板等  
厚さ0.6以上+空間1以上（上部は0以上）
- 金属製（上部は除く。）  
鋼板・・・厚さ0.05以上+空間1以上  
（有害な変形のないよう補強すること。）  
ステンレス・・・厚さ0.03以上+空間1以上  
（有害な変形のないよう補強すること。）

### 2 火を使用する設備に附属する煙突（排気筒）の設置について

ふろがま等に附属する煙突（排気筒）は次によるほか、建築基準法施行令第115条第1項第1号から第3号まで及び第2項の規定により設置してください。



- (1) 構造又は材質に応じ、支柱、支線、腕金具等で固定すること。
- (2) 可燃性の壁、床、天井等貫通する部分、小屋裏、天井裏、床裏等において接続する場合は、容易に離脱せず、かつ、燃焼排気が漏れない構造とすること。
- (3) 容易に清掃ができる構造とすること。
- (4) 火の粉を飛散するおそれのある設備に附属するものにあつては、火の粉の飛散を防止するための有効な装置を設けること。

### 3 道路工事の届出について

建築物に引込む電気、ガス、給排水等の工事で道路をふさぐし、消防車が通行できなくなるおそれのあるときには、事前に所轄消防署へ届け出てください。

第二号様式（第一条の三、第三条、第三条の三関係）（A4）

確認申請書（建築物）

（第一面）

建築基準法第6条第1項又は第6条の2第1項の規定による確認を申請します。この申請書及び添付図書に記載の事項は、事実と相違ありません。

株式会社 神奈川建築確認検査機関 様

平成 年 月 日

申請者氏名 株式会社 平塚住宅  
代表取締役 平塚隆志



設計者氏名 株式会社 平塚住宅  
一級建築士事務所 小豆畑充宏



※手数料欄			
※受付欄	※消防関係同意欄	※決裁欄	※確認番号欄
平成 年 月 日 第 号 係員			平成 年 月 日 第 号 係員印

川崎支店  
27.11.13  
受付第K15号  
1649

建築主等の概要

【1. 建築主】

【イ. 氏名のフリガナ】 カブシカイシャ ヒラツカジ ユウタク タイヨウトリシマリヤク ヒラツカカシ  
【ロ. 氏名】 株式会社 平塚住宅 代表取締役 平塚隆志  
【ハ. 郵便番号】 144-0034  
【ニ. 住所】 東京都大田区西糀谷3丁目31-8  
【ホ. 電話番号】 03-3742-2412

【2. 代理者】

【イ. 資格】 (2級) 建築士 (東京都知事) 登録第 78977 号  
【ロ. 氏名】 小豆畑 充宏  
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 55992 号  
株式会社 平塚住宅 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 144-0034  
【ホ. 所在地】 東京都大田区西糀谷3丁目31-8  
【ヘ. 電話番号】 03-3742-2412

【3. 設計者】

(代表となる設計者)

【イ. 資格】 (2級) 建築士 (東京都知事) 登録第 78977 号  
【ロ. 氏名】 小豆畑 充宏  
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 55992 号  
株式会社 平塚住宅 一級建築士事務所  
【ニ. 郵便番号】 144-0034  
【ホ. 所在地】 東京都大田区西糀谷3丁目31-8  
【ヘ. 電話番号】 03-3742-2412  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 設計図書一式(構造図書除く)

(その他の設計者)

【イ. 資格】 (1級) 建築士 (大臣) 登録第 212714 号  
【ロ. 氏名】 阿部 匡  
【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 23432 号  
株式会社 ミュー設計室  
【ニ. 郵便番号】 171-0022  
【ホ. 所在地】 東京都豊島区南池袋2-9-5 第3野萩ビル4F  
【ヘ. 電話番号】 03-5957-5770  
【ト. 作成又は確認した設計図書】 構造計算書、構造図一式

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号  
【ロ. 氏名】  
【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号  
【ニ. 郵便番号】  
【ホ. 所在地】  
【ヘ. 電話番号】  
【ト. 作成又は確認した設計図書】

(構造設計一級建築士又は設備設計一級建築士である旨の表示をした者)

上記の設計者のうち、

建築士法第20条の2第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の2第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 構造設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第1項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

建築士法第20条の3第3項の表示をした者

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

【イ. 氏名】

【ロ. 資格】 設備設計一級建築士交付第 号

---

#### 【4. 建築設備の設計に関し意見を聴いた者】

(代表となる建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

(その他の建築設備の設計に関し意見を聴いた者)

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

【イ. 氏名】

【ロ. 勤務先】

【ハ. 郵便番号】

【ニ. 所在地】

【ホ. 電話番号】

【ヘ. 登録番号】

【ト. 意見を聴いた設計図書】

- 【イ. 氏名】
  - 【ロ. 勤務先】
  - 【ハ. 郵便番号】
  - 【ニ. 所在地】
  - 【ホ. 電話番号】
  - 【ヘ. 登録番号】
  - 【ト. 意見を聴いた設計図書】
- 

【5. 工事監理者】

(代表となる工事監理者)

- 【イ. 資格】 (2級) 建築士 (東京都知事) 登録第 78977 号
- 【ロ. 氏名】 小豆畑 充宏
- 【ハ. 建築士事務所名】 (1級) 建築士事務所 (東京都) 知事登録第 55992 号  
株式会社 平塚住宅 一級建築士事務所
- 【ニ. 郵便番号】 144-0034
- 【ホ. 所在地】 東京都大田区西糀谷3丁目31-8
- 【ヘ. 電話番号】 03-3742-2412
- 【ト. 工事と照合する設計図書】 申請書に添付する設計図書一式

(その他の工事監理者)

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
- 【ホ. 所在地】
- 【ヘ. 電話番号】
- 【ト. 工事と照合する設計図書】

- 【イ. 資格】 ( ) 建築士 ( ) 登録第 号
- 【ロ. 氏名】
- 【ハ. 建築士事務所名】 ( ) 建築士事務所 ( ) 知事登録第 号

- 【ニ. 郵便番号】
  - 【ホ. 所在地】
  - 【ヘ. 電話番号】
  - 【ト. 工事と照合する設計図書】
- 

【6. 工事施工者】

- 【イ. 氏名】 株式会社 平塚住宅 代表取締役 平塚隆志
  - 【ロ. 営業所名】 建設業の許可(東京都知事)第 (般-23) 90909 号  
株式会社 平塚住宅
  - 【ハ. 郵便番号】 144-0034
  - 【ニ. 所在地】 東京都大田区西糀谷3丁目31-8
  - 【ホ. 電話番号】 03-3742-2412
- 

【7. 構造計算適合性判定の申請】

- 申請済 ( )

未申請 ( )

申請不要

---

【8.備考】 檜の家 菅稲田堤2丁目 D号棟 新築工事

---

(第三面)

建築物及びその敷地に関する事項

【1. 地名地番】 神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤2丁目3202-1の一部、3204-5の一部、3205-3の一部

【2. 住居表示】 神奈川県川崎市多摩区菅稲田堤2丁目9

【3. 都市計画区域及び準都市計画区域の内外の別等】

■都市計画区域内 (■市街化区域 □市街化調整区域 □区域区分非設定)  
□準都市計画区域内 □都市計画区域及び準都市計画区域外

【4. 防火地域】 □防火地域 ■準防火地域 □指定なし

【5. その他の区域、地域、地区又は街区】 第2種高度地区 都市計画施設(稲田公園)

【6. 道路】

【イ. 幅員】 4.000 m

【ロ. 敷地と接している部分の長さ】 4.414 m

【7. 敷地面積】

【イ. 敷地面積】 (1) ( 58.10 ) ( ) ( ) ( ) m<sup>2</sup>

(2) ( ) ( ) ( ) ( ) ( )

【ロ. 用途地域等】 (第一種中高層住居専用地域) ( ) ( ) ( )

【ハ. 建築基準法第52条第1項及び第2項の規定による建築物の容積率】  
( 160 ) ( ) ( ) ( ) %

【ニ. 建築基準法第53条第1項の規定による建築物の建蔽率】  
( 60 ) ( ) ( ) ( ) %

【ホ. 敷地面積の合計】 (1) 58.10 m<sup>2</sup>

(2)

【ヘ. 敷地に建築可能な延べ面積を敷地面積で除した数値】 160 %

【ト. 敷地に建築可能な建築面積を敷地面積で除した数値】 60 %

【チ. 備考】

【8. 主要用途】 (区分 08010) 一戸建ての住宅

【9. 工事種別】

■新築 □増築 □改築 □移転 □用途変更 □大規模の修繕 □大規模の模様替

【10. 建築面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) ( )

【イ. 建築面積】 ( 31.34 ) ( ) ( 31.34 ) m<sup>2</sup>

【ロ. 建蔽率】 53.95 %

【11. 延べ面積】 (申請部分) (申請以外の部分) (合計) ( )

【イ. 建築物全体】 ( 92.64 ) ( ) ( 92.64 ) m<sup>2</sup>

【ロ. 地階の住宅又は老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】  
( ) ( ) ( ) ( )

【ハ. エレベーターの昇降路の部分】  
( ) ( ) ( ) ( )

【ニ. 共同住宅の共用の廊下等の部分】  
( ) ( ) ( ) ( )

【ホ. 自動車車庫等の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヘ. 備蓄倉庫の部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ト. 蓄電池の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【チ. 自家発電設備の設置部分】  
( ) ( ) ( ) ( )

【リ. 貯水槽の設置部分】 ( ) ( ) ( ) ( )

【ヌ. 住宅の部分】 ( 92.64 ) ( ) ( 92.64 ) m<sup>2</sup>

【ル. 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するものの部分】  
( ) ( ) ( ) ( )



【フ. 延べ面積】 92.64 m<sup>2</sup>  
【ワ. 容積率】 159.45 %

---

【12. 建築物の数】

【イ. 申請に係る建築物の数】 1  
【ロ. 同一敷地内の他の建築物の数】 0

---

【13. 建築物の高さ等】 (申請に係る建築物) (他の建築物 )

【イ. 最高の高さ】 ( 9.358 ) ( ) m

【ロ. 階数】 地上 ( 3 ) ( )

地下 ( ) ( )

【ハ. 構造】 木造 一部 造

【ニ. 建築基準法第56条第7項の規定による特例の適用の有無】 有 無

【ホ. 適用があるときは、特例の区分】

道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用

---

【14. 許可・認定等】 都市計画法 第53条 許可申請 平成27年11月6日

川崎市指令建み協第154号

---

【15. 工事着手予定年月日】 平成 28年 1月 10日

---

【16. 工事完了予定年月日】 平成 28年 4月 30日

---

【17. 特定工程工事終了予定年月日】

(特定工程)

(第 1 回) 平成 28年 2月 15日 ( 屋根工事完了時 )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

(第 回) 平成 年 月 日 ( )

---

【18. その他必要な事項】

---

【19. 備考】

---

(第四面)

建築物別概要

【1. 番号】	1
【2. 用途】	(区分 08010) 一戸建ての住宅 (区分 ) (区分 ) (区分 ) (区分 )
【3. 工事種別】	<input checked="" type="checkbox"/> 新築 <input type="checkbox"/> 増築 <input type="checkbox"/> 改築 <input type="checkbox"/> 移転 <input type="checkbox"/> 用途変更 <input type="checkbox"/> 大規模の修繕 <input type="checkbox"/> 大規模の模様替
【4. 構造】	木造 一部 造
【5. 耐火建築物等】	<input type="checkbox"/> 耐火建築物 <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イー1) <input checked="" type="checkbox"/> 準耐火建築物 (イー2) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロー1) <input type="checkbox"/> 準耐火建築物 (ロー2) <input type="checkbox"/> 耐火構造建築物 <input type="checkbox"/> 特定避難時間倒壊等防止建築物 <input type="checkbox"/> その他
【6. 階数】	【イ. 地階を除く階数】 3 【ロ. 地階の階数】 【ハ. 昇降機塔等の階の数】 【ニ. 地階の倉庫等の階の数】
【7. 高さ】	【イ. 最高の高さ】 9.358 m 【ロ. 最高の軒の高さ】 8.380 m
【8. 建築設備の種類】	電気、ガス、給排水、換気、住宅用火災報知機
【9. 確認の特例】	【イ. 建築基準法第6条の3第1項ただし書き又は法第18条第4項ただし書きの規定による審査の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ロ. 建築基準法第6条の4第1項の規定による確認の特例の適用の有無】 <input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無 【ハ. 適用があるときは、建築基準法施行令第10条各号に掲げる建築物の区分】 第 号 【ニ. 建築基準法施行令第10条第1号又は第2号に掲げる建築物に該当するときは、当該認定型式の認定番号】 第 号 【ホ. 建築基準法第68条の20第1項に掲げる認定型式部材等に該当するときは、当該認定番号】
【10. 床面積】	(申請部分 ) (申請以外の部分 ) (合計 ) 【イ. 階別】 ( 3 階) ( 31.34 ) ( ) ( 31.34 ) m <sup>2</sup> ( 2 階) ( 31.34 ) ( ) ( 31.34 ) m <sup>2</sup> ( 1 階) ( 29.96 ) ( ) ( 29.96 ) m <sup>2</sup> ( 階) ( ) ( ) ( ) ( 階) ( ) ( ) ( ) ( 階) ( ) ( ) ( ) 【ロ. 合計】 ( 92.64 ) ( ) ( 92.64 ) m <sup>2</sup>
【11. 屋根】	コロニアル葺き仕上げ NM-9567
【12. 外壁】	軽量セメントモルタル塗り (QF045BE-9209) (屋内側:石膏ボードt=15(小屋裏含む))
【13. 軒裏】	軽量セメントモルタル塗り (QF045RS-9105)

---

【14. 居室の床の高さ】

---

【15. 便所の種類】            水洗

---

【16. その他必要な事項】

---

【17. 備考】

---

(第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1	
【2. 階】	1階	
【3. 柱の小径】	0.120 m	
【4. 横架材間の垂直距離】	2.520 m	
【5. 階の高さ】	2.652 m	
【6. 天井】		
【イ. 居室の天井の高さ】		
【ロ. 令第39条第3項に規定する特定天井】		
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無		
【7. 用途別床面積】		
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)
【イ.】 ( 08010 )	( 一戸建ての住宅 )	( 29.96 ) m <sup>2</sup>
【ロ.】 ( )	( )	( ) m <sup>2</sup>
【ハ.】 ( )	( )	( )
【ニ.】 ( )	( )	( )
【ホ.】 ( )	( )	( )
【ヘ.】 ( )	( )	( )
【8. その他必要な事項】		
【9. 備考】		

第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	2階		
【3. 柱の小径】	0.120 m		
【4. 横架材間の垂直距離】	2.640 m		
【5. 階の高さ】	2.760 m		
【6. 天井】			
【イ. 居室の天井の高さ】			2.400 m
【ロ. 令第39条第3項に規定する特定天井】			
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
【7. 用途別床面積】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】 ( 08010 )	(一戸建ての住宅)	( 31.34 )	m <sup>2</sup>
【ロ.】 ( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】 ( )	( )	( )	
【ニ.】 ( )	( )	( )	
【ホ.】 ( )	( )	( )	
【へ.】 ( )	( )	( )	
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

第五面)

建築物の階別概要

【1. 番号】	1		
【2. 階】	3階		
【3. 柱の小径】	0.120	m	
【4. 横架材間の垂直距離】	2.420	m	
【5. 階の高さ】	m		
【6. 天井】			
【イ. 居室の天井の高さ】	2.300	m	
【ロ. 令第39条第3項に規定する特定天井】			
<input type="checkbox"/> 有 <input checked="" type="checkbox"/> 無			
【7. 用途別床面積】			
(用途の区分)	(具体的な用途の名称)	(床面積)	
【イ.】 ( 08010 )	(一戸建ての住宅)	( 31.34 )	m <sup>2</sup>
【ロ.】 ( )	( )	( )	m <sup>2</sup>
【ハ.】 ( )	( )	( )	
【ニ.】 ( )	( )	( )	
【ホ.】 ( )	( )	( )	
【へ.】 ( )	( )	( )	
【8. その他必要な事項】			
【9. 備考】			

建築物独立部分別概要

---

【1. 番号】 1

---

【2. 延べ面積】

---

【3. 建築物の高さ等】

【イ. 最高の高さ】

【ロ. 最高の軒の高さ】

【ハ. 階数】 地上 ( ) 地下 ( )

【ニ. 構造】 造 一部 造

---

【4. 特定構造計算基準又は特定増改築構造計算基準の別】

特定構造計算基準

特定増改築構造計算基準

---

【5. 構造計算の区分】

建築基準法施行令第81条第1項各号に掲げる基準に従った構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第1号ロに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第2項第2号イに掲げる構造計算

建築基準法施行令第81条第3項に掲げる構造計算

---

【6. 構造計算に用いたプログラム】

【イ. 名称】 KIZUKURI

【ロ. 区分】

建築基準法第20条第1項第2号イ又は第3号イの認定を受けたプログラム  
(大臣認定番号 )

その他のプログラム

---

【7. 建築基準法施行令第137条の2各号に定める基準の区分】

( )

---

【8. 備考】

---